

5 年 保 存
令和12年3月31日満了

F N o . - 01010802

崎 務 (企) 第617号

崎 務 (人 一) 第896号

令 和 7 年 2 月 2 1 日

各 部 長
殿

各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

首席参事官の担当業務について（通達）

首席参事官の担当業務については、「首席参事官の担当業務について（通達）」（令和6年2月22日付け崎務（企）第78号ほか。以下「旧通達」という。）により運用しているところ、この度、所要の見直しを行い、令和7年3月24日から下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は、同月23日限りで廃止する。

記

1 各首席参事官の担当業務

(1) 警務部首席参事官（人身安全対策等担当）兼生活安全部付兼刑事部付

- ア 人身安全関連事案の対処に関する事。
- イ 事件指導に関する事。
- ウ 捜査情報の適正な収集及び管理に関する事。
- エ 特殊詐欺等の対策に関する事。
- オ その他特命事項に関する事。

(2) 警務部首席参事官（匿名・流動型犯罪グループ対策等担当）兼刑事部付

- ア 匿名・流動型犯罪グループ対策に関する事。
- イ 特殊詐欺等の捜査に関する事。
- ウ 国際犯罪対策に関する事。
- エ 捜査情報の適正な収集及び管理に関する事。
- オ その他特命事項に関する事。

(3) 警務部首席参事官（危機管理対策等担当）兼警備部付兼生活安全部付兼交通部付

- ア 緊急事態への対処に関する事。
- イ 大規模な治安警備実施等に関する事。
- ウ サイバーセキュリティ戦略に関する事。
- エ 高齢社会総合対策に関する事。
- オ 警察力の組織基盤強化に関する事（部門間の総合調整が必要な業務のう

ち、重要なものに限る。))。

カ 効率的な警察運営に関すること（部門間の総合調整が必要な業務のうち、重要なものに限る。))。

キ その他特命事項に関すること。

2 人事評価等

各首席参事官の人事評価の1次評価者、休暇等の決裁権者及び庶務担当所属は、次表のとおりとする。

首席参事官	1次評価、休暇等の決裁	庶務
人身安全対策等担当	生活安全部長	生活安全部生活安全企画課
匿名・流動型犯罪グループ対策等担当	刑事部長	刑事部組織犯罪対策課
危機管理対策等担当	警備部長	警備部警備課